

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年4月1日作成)

法令名	北海道立アイヌ総合センター条例
根拠条項	第9条第1項及び第2項
処分の概要	特別利用の承認及び取消し
法令の定め	[北海道立アイヌ総合センター条例] 第9条 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。 2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。
処分基準	基準は上記法令に明示
処分担当課	道立アイヌ総合センター (電話番号：011-221-0462) (指定管理者：公益社団法人北海道アイヌ協会)
問い合わせ先	同上 (電話番号：011-221-0462)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/shinsakijun.htm)